

第 1 回部会を受けた委員等からの質問事項への回答（抄）

農林水産省大臣官房統計部
センサス統計室

【Ⅱ 農林業経営体調査関連】

① 農林業経営体調査票 6 頁の「耕地（田・畑・樹園地）」においては、「居住地以外の市町村にある土地も含みます」とされていますが、例えば、A 市に居住している経営体が保有している耕地は、他市町村に所在する耕地も含めて、全て A 市の耕地として集計されることになりますか。

(回答)

農林業経営体調査は属人統計のため、他市区町村に所在する耕地も含め、A 市に居住している経営体が所有（又は経営）している耕地として、全て A 市の耕地として集計されます。

② 経営体の居住地と、その所有（又は経営）する耕地とが異なる市町村にある事例は、どのくらいの件数・面積があるか把握しておられますか。その数字があれば示してください。

もし、把握されていない場合、このようなデータについて、将来的に農林業センサスにおいて把握する必要はないでしょうか。

(回答)

- 1 経営体が所有（又は経営）している耕地の所在地に関する情報は調査していないため、経営体の居住地と所有（又は経営）している耕地が異なる市区町村にある事例については把握していません。
- 2 農林業経営体調査は、従前から一貫して属人統計であり、当該地域に所在する農林業経営体の基本的な生産構造や就業構造の実態を把握するとの考えにより調査しています。将来の調査のあり方については、属人統計として調査するとの農林業経営体調査の基本的な考え方やデータに対するニーズ、調査にかかるコスト（調査対象者にかかる負担）等、様々な視点から検討する必要があると考えています。

③ このような経営体の居住地と保有する土地の所在地との乖離は、統計の利用・分析に、どの程度影響があると考えられますか。
現状において、結果利用上の注意点として、公表資料上で明記されていますか。

(回答)

1 経営体の居住地と所有(又は経営)している耕地の所在地の乖離については、e-Statで公表している農林業センサスの「用語の解説」における「経営耕地」の説明において、留意点として、以下のとおり記述しているところです。

○ 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作(出作)している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

2 なお、農林業経営体調査は属人統計であり、当該地域に所在する農林業経営体の基本的な生産構造や就業構造の実態を把握するとの考えにより調査しており、1950年の農林業センサス開始以降こうした考え方により把握していることは広く認知されていることから、統計の利用・分析上特段の影響はないと考えています。